

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 森林整備課

法令名	地すべり等防止法			法令番号	昭和33年法律第30号			
手続名	行為の制限			根拠条項	第18条第1項			
審査基準	<p>(行為の制限)</p> <p>第18条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>三 のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。</p> <p>◇ 地すべり等防止法施行令（昭和33年5月27日 政令第112号）第5条による。</p> <p>◇ 地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日 建設省発河90、33林野6086号 農林事務次官・建設事務次官より知事あて）の記第8による。</p>							
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 一日	目次 No.